

令和4年度第1回神奈川県観光審議会議事録

日時：令和4年6月8日（水）14時から16時まで

開催場所：波止場会館5階多目的ホール

出席者：古賀学【会長】、佐藤守【副会長】、岩本裕美、大場好浩、岡崎三奈、佐々木隆博、
佐藤俊雄、荷見篤志、藤田謙、室伏ゆかり、楓千里、柿島あかね、高田久美子、いそもと桂太郎、国松誠、松本清、渡辺ひとし、宮崎明男 ※敬称略

1 開会

- 開会あいさつ（香川国際文化観光局長）
- 観光振興担当部長が委員数20名に対し、2分の1を超える18名の出席を確認し、審議会が成立すること、傍聴希望者がいないことを報告。
- 各委員と事務局職員の紹介

2 議題

(1) 神奈川県観光振興条例の見直しについて

—資料に基づいて事務局から説明—

○ 古賀会長

議題(1)「神奈川県観光振興条例の見直し」について、まず、資料2にある論点の1つめとして「旅行者への責務・役割」について、ご意見をいただけますでしょうか。

○ 楓委員

「レスポンスブルーツリズム」、「責任ある観光」は大変重要ですが、これが機能するためには、旅行者と受け入れる観光地間の良好なコミュニケーションが成立していることが前提です。つまり相互理解があることが前提で、それがない状況で、「責任ある観光してください」と呼びかけることは、単なる押し付けになります。

ですので、このような相互理解という観点を、観光振興計画の中で具体的に示していくのが適切ではないかと考えます。

○ 渡辺委員

私も今のご意見に賛同します。観光客と受入側の双方の問題なので、責務ということではないと思います。条例には馴染まないもので、計画で示すのがよいと思います。観光をめぐる環境も時代により変わるので、計画の中に盛り込んでいけば良いのではないのでしょうか。

相互理解をどのようにはかるのかを考えると、ICTを活用し、多言語化も含めて、相互理解が進むような取組を計画に位置付けるべきと考えます。

○ 岩本委員

観光の本質として、相互理解や交流という考え方が重要ということは共感できます。観光が持つ本質的な力という意味において、相互理解や交流という言葉の基本理念の中に盛り込んでいただければと思います。特に今回、コロナ禍において人は旅や交流を求めていることが鮮明になりました。観光のもつ力が心豊かな社会をつくることに貢献する、ということが伝わるようにしていただければと思います。

○ 古賀会長

それでは、皆さまの意見をまとめますと、条例ではなく計画の中に、責務ということではなく、相互理解や交流という観点を、ICTなどを活用しながら進めていくことを位置づけるといった意見かと思いますがいかがでしょうか。

(一同異議なし)

○ 古賀会長

2番目として、「観光の危機管理」について、ご意見をいただけますでしょうか。

○ 渡辺委員

条例第10条の第3項について、県の条例なので県の立場としてはこの文言でも問題ないと思います。本来は、市町村、地域の取組が大切だがこの条文では読み取れない。実際に重要なのは、現場や地域が取り組むのはBCPだと思う。BCPの取組を関係者が協議して実施できるのであれば、条例に書き込んでもよいのではないか。

箱根では噴火などの災害時に、BCPを作ったと記憶しているが、どのようなご苦労があったのか、地域展開できるのかなど、佐藤守委員から参考に教えていただきたい。

○ 佐藤守委員

箱根では、2019年の台風19号で観光消費額も入込観光客数も30%程度減少しました。その前の2015年には、火山噴火警戒レベルが3に上がって、大涌谷周辺が立ち入り禁止になったことがありました。

箱根町の人口が約1万1千人、箱根町外からの就業者が約7千人で、常時、約1万8千人が町内にいて、さらに年間2千万人の観光客が来訪するので、平均すると1日約4、5万人の人がいる状況です。すべてを対象としたBCPはまだなくて、現在、グリーン・デスティネーションズやGSTCの基準で精査するプロジェクトを行っています。これらは、条例の記載とは関係なく行っているところだが、県との関係では、台風時に箱根登山鉄道が不通になったときや、国道138号線が寸断されたときも、復旧に関して国と県に協力いただき、いち早く復旧ができました。観光の危機管理、特に災害からの復興の部分は、条例で読めるような記載にいただければと思います。

○ 国松委員

観光の危機管理については、資料にある検討分科会にある意見に同意します。理念的な内容でも条例に盛り込んだほうがよいと思います。ただ、具体的には、私の地元の藤沢市では海があるので、海上保安庁や警察などと連携をとる必要があります。市町村や県だけではできないことがあります。常に危機管理については目を配る必要があると思っております。ましてコロナ禍を経ているので、危機管理という言葉を取り込んだ条例としたほうがよいと思います。

○ 岡崎委員

自然災害の発生頻度が上がり、感染症対応の必要が出来た現在、危機管理については、これまでと違って常に意識しなくてはならないという状況になっています。改正にあたっては、このことを条例の中に入れていく必要があると感じています。横浜の場合、コロナについては、ダイヤモンドプリンセス号での発症や中華街への風評被害も含めて、さまざまなことに対応する必要がありました。横浜では、都市全体としての観光におけるBCPは、まだできておらず、各施設や事業者任せにしている状況です。現場の方が意識が高いことを勘案すれば、どのように連携していくかなどを計画に落とし込んでいく必要があるかと思えます。また、今までの危機管理は災害などが発生する前にどうすればよいかを考えることが中心でしたが、今後は、災害が起こってしまった後、どのような対応をしていくかも含めての危機管理を考えていくことが重要だと思います。

○ 古賀会長

地域により違いもありますが、コロナ禍を経て、危機管理については、意識が変わってきているといえます。また箱根の台風被害の復旧、復興にあたっては国や県の役割が大きかったという意見もありました。

観光の危機管理については、備えではなく、災害時の対応に加え復興までも含めて考える視点も大切であるという意見は重要であると思えます。BCPの取組も重要との指摘もありました。

条例については、危機管理の考え方を概念的なものでもよいので、入れ込んでいくといったことで、意見をまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

○ 古賀会長

次は3番目の「神奈川県観光振興重点期間」についてご意見いただけますでしょうか。

○ 国松委員

「重点期間」という考え方には反対です。私は、約20年前に青年会議所のメンバーとして、江の島を通年型の観光地にしようという取組を行いました。夏場と冬場の観光客の差が大きいので、冬場はライトアップをしたり、チューリップを植えたりといった努力をしてき

ました。「重点期間」という考え方はやめた方がいいのではないかと考えます。

○ 楓委員

私も同じ意見です。条例 19 条だけが具体的で理念を規定する条例全体の趣旨から、少し逸脱しているように見えます。もし、集中的なプロモーションを考えるのであれば、県として地域の希望や実情をすくいあげて、施策として打ち出されるのが良いと思います。

○ 岡崎委員

一定の期間で何かをプロモーションするというのが、今の時代にやり方として合っているのかどうか。条例においてあえて重点期間を設ける必要はないのではないかと考えます。

もし、第 19 条を残すのであれば、重点を置くのが、期間とするのかエリアとするのかという考え方がありますが、どうしてその期間やエリアを重点とするのか、考え方や戦略がきちんと示されるべきだと思うので、上位概念としての県の考え方を示せばよいのではないのでしょうか。

○ 佐藤守委員

検討分科会でも、削除すべきではないかという結論でした。インターネットがこれだけ発達していると、旅行者は旅行をしようとする場合、自らの置かれている状況に応じて、さまざまな目的で旅行を選んでいきます。そのような状況で、集中的にということは、今の時代に合わないし、県としてやるべきことではないと考えます。県としてやるべきことは、しっかりとデータを取って、それに基づいて戦略を示すことです。また、地域も戦略を立ててプロモーションを行っていくが、県と地域が同じ方向を向いて連携してプロモーションを行うということはあると思います。

また、1 ヶ月以上という期間が示されているが、地域が実施するプロモーションによって必要な期間はさまざまです。期間の点からも、この条文は削除をしたほうがよいと思います。

○ 渡辺委員

私も、重点期間という表現は削除するべきだと思います。もしかすると、この条文がある背景には、この条文が財政的な担保になっていたのかもしれませんが。そうであれば、期間を示すのではなく、例えば地域の観光協会等から、県と連携してプロモーションを行いたいとなった場合に、しっかり支援ができるような表現を検討すべきではないかと思います。

○ 古賀会長

第 19 条については、削除すべきという意見が大勢かと思います。県として政策的な意義があるのであれば、表現を変えることも考えられるといったことが、審議会の意見となりそうですが、そのように、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

○ 古賀会長

次に、「情報通信技術等の新しい技術の活用」についてご意見をございますでしょうか。

○ 佐藤守委員

検討分科会では、「情報通信技術」について条例に書くとしても、例えば、1、2年でトレンドが変わってしまい、10年単位で使い続けられる言葉は難しい。第13条には、観光案内の充実に関する必要な情報の提供について、県としてやっていくと本質的な内容が書かれているので、あまり新しい言葉を入れて変える必要はないのではないかという意見がありました。

○ 楓委員

第13条は観光旅行者を迎える体制の整備ということなので、特に変える必要はないと考えます。それよりも、先ほどからの議論でもあったように、相互理解や交流の推進、観光客への安全安心に係る情報提供について新しい技術を積極的に活用していくことが重要であると考えます。

○ 古賀会長

それでは、観光客の安全安心の情報提供については、新しい技術を活用していくことが重要という意見をいただきましたが、第13条については、このままでいいのではないかとのご意見でよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

○ 古賀会長

その他の条文においてなにかご意見等はございますか。

(特になし)

○ 古賀会長

条例の見直しにあたっては、「神奈川県条例の見直しに関する要綱第8条」によると、「関係審議会その他学識経験者の意見聴取の結果を適宜参考とすること」とされておりますので、事務局におかれましては、本日、審議会であった御意見について、適宜参考として、条例の見直しを行っていただくようお願いします。

では、条例に関しては以上になります。

(2) 神奈川県観光振興計画の骨子案について

○ 古賀会長

議題(2)に入る前に、神奈川県観光振興計画の改定については、資料3にあるとおり、神奈川県知事より、令和4年5月31日付けで、神奈川県観光振興条例第15条第3項に基づき、諮問を受けていることをご報告いたします。

諮問を受けたことを踏まえ、答申に向けて、当審議会において、審議を進めていくこととなります。本日は、「神奈川県観光振興計画の骨子案」について審議を行います。

それでは、議題(2)「神奈川県観光振興計画の骨子案」につきまして、事務局から説明をお願いします。

－ 資料に基づいて事務局から説明 －

○ 古賀会長

それでは、今ご説明いただきました観光振興計画の骨子案についての審議を行います。まずは計画の趣旨や実施期間についてはいかがでしょうか。

○ 佐々木委員

現在、インバウンドが戻ってくるかという時期になります。計画の期間について5年がいいか4年がいいかというのはさまざまな意見があると思いますが、いずれにしても、途中の段階で見直しをすることは、インバウンドの視点では重要であると考えています。

訪日外国人観光客については2020年に4000万人、2030年に6000万人という人数だけではなく、消費額15兆円、地方誘客の1.3億人泊という目標があります。来訪者を増やすだけではなく、実際にお金を地域に還元することは非常に重要であると認識をしています。そういう意味では「観光消費」という言葉はともかく、地域の経済に貢献するという仕組みをしっかりと見せていくことを計画の中に入れることはとても重要だと考えます。

さらに、インバウンドの視点では、2027年に国際園芸博覧会が横浜であると聞いています。万博に次ぐ大きなインパクトがあると認識していますので、計画の改定にあたって、これらを見据えることも重要であると考えます。

○ 柿島委員

観光消費額について、今回、消費単価を入れたことはよいと思います。コロナ禍を経て、観光客の市場構造がほぼ日本人になっていて、今後、インバウンドが入ってくることによって、その割合が変化していく状態がここから何年か続いていくかと思っています。その時に、観光消費総額の目標を達成するためには、日本人を何パーセント増やして、単価はこれぐらい増やす、外国人をどの程度増やして単価をもう少し増やしていきたいなどとブレイクダウンをして、全体ではどのように目標を達成していくのかをしっかりと考えられる指標が必要だと思います。前はなかった消費単価が入っているので、今後、しっかり検証ができるものと期待をしています。

また、「計画の趣旨」というところで、この計画が何を指すのかによって目標指標として何を置くかが決まってくると思います。例えば、「持続可能な観光」であれば、経済指標は目標の一つでありますし、文化や環境の指標も入れて具体的な数値に落とし込んでいくことも必要だと思います。この計画により神奈川県としてどのような観光を目指していか、その達成度を確認するためにはどういった指標が必要なのかについて検討することが必要だと思います。

○ 岩本委員

今回の骨子案で、「計画における重点的視点」が設けられているが、これらの点が、全体の趣旨に関わりが出てくるものではないかと思います。観光消費額などの経済的な指標が重要ではありますが、重点的視点の内容をどのように趣旨に反映していくのかというところを整理すると、どこに力点を置いた趣旨にすべきなのかということも見えてくるのではないかと思いました。

○ 佐藤守委員

検討分科会であった話ですが、趣旨のところに観光消費額を置いた場合、検証をする際には、何が上手くいったから目標を達成できたのかなど、普通の企業経営のようなことをしっかりやるべきということになる。一方、観光消費額だけだと、「計画における重点的視点」に合わないので、定量的ではない、定性的なところも入れて趣旨を検討したらどうかということでした。

また、観光振興計画の期間ですけれども、4年にするという理由が、首長の任期に合わせるということのようです。

箱根の計画は10年間です。箱根は観光が産業の中心なので、10年でも問題ないかもしれないが、検討分科会では他の市町村はそういうわけにはいかないのではないかという意見もありました。神奈川県にマッチした期間を決めるべきという意見もありました。

また、3年でPDCAを回すためには、本当に企業経営のようにスピードもってPDCAサイクルを回さないと、評価が難しいといった問題があります。3年では短く、行政の手続きを考えると、5年くらいでないと振り返りも難しいのではないかと思います。

○ 渡辺委員

佐藤守委員の意見に賛同します。行政においては、県全体の様々な計画の期間との整合性は必要だと思います。観光振興計画だけではなくて、他の計画とも連動して観光振興に繋がるといふこともあるかと思います。他の県の計画の期間の情報は把握していますか。

○ 観光課長

計画ごとに期間は異なります。観光振興計画の上位計画となる「かながわグランドデザイン実施計画」は、4年であるので、現在の3年だとずれが生じてしまっている状況です。

○ 渡辺委員

かながわグランドデザインがどういう状況なのか、もう少し補足願います。その期間に合わせるのが妥当なのかなと私は思っています。

○ 観光課長

かながわグランドデザインと観光振興計画の期間が揃っていて、同じ指標になっているのであれば、施策を展開するうえで、やりやすいという面はあるかと思えます。

○ 渡辺委員

KPIなど検証する数値がグランドデザインの中にあるならば、観光振興計画と合わせてチェックできれば、確認しやすいのかなと思えます。

○ 佐藤守委員

検討分科会では、地域における観光の課題が多くあるなか、行政側の都合で計画の期間を決めるのはどうなのかという意見もありました。期間としては5年が適当で3年で中間見直しをするようなことでよいのではないかという意見がありました。

○ 古賀会長

10年の総合計画の中に観光計画の基本構想レベルのものが入っていて、それに基づいて計画が3年とか4年とかの期間で行われるのが、理想的ではあるかと考えます。先ほど、5年がよいのではというご意見がありましたが、大体どれくらいの期間が多いのでしょうか。

○ 観光課長

計画の期間については、各都道府県のうち、10年が3県、5年が19県、4年が15県、3年が7県、2年が3県、1年が1県ということで、5年が一番多く、次に4年が15県ということで2番目に多いという結果でした。

○ 室伏委員

現場としては、短い期間での見直しはなじまないと感じます。

例えば期間が5年で、3年で、中間検証を行うということはよいと思いますが、3年の計画で、結果が伴わなかった場合に、検証もなされないまま新たな計画に進んでしまうと、現場の人間が追いつけないのではないかと思います。

○ 古賀委員

計画の趣旨、期間についてはここまでの意見を適宜参考としていただきたいと思います。

次に、県内を7つのエリアに分けられていますけれども、エリアについて何かご意見ありますか。

○ 渡辺委員

7つのエリアですが、他のエリアは地域の表現になっているのですが、「相模湖相模川」だけが湖と川が入っているところが気になりました。

○ 佐藤守委員

検討分科会では、例えば「湯河原」という地名がないが大丈夫なのかという意見がありました。名称についてはもう少し、議論をして決めた方がいいと思いました。

一方、事務局からは、この7つのエリアは、あくまでもデータを収集する単位としてひと括りにしたものという説明を受けたところ、検討分科会の委員はエリア分けについては納得しました。

○ 古賀会長

では次に、数値目標、重点的視点についてはいかがでしょうか。

○ 楓委員

重点的な視点はこの3点で、よいと思います。

「重点的視点を受けた施策体系」の「基本施策2」の「地域の観光資源の発掘、磨き上げや、人材育成」の部分について、「地域の観光資源の発掘、磨き上げ」も「人材育成」、両方とも非常に重要なことですので、可能であれば、分けてそれぞれの施策とした方がよいと思います。

○ 室伏委員

楓委員の意見に賛同します。人材育成はとても重要です。実際に旅館をやっていると、旅館で働いている人間がいかにか、地元の湯河原を愛しているか、観光資源はどんなものがあるか、どのようにお客様に勧めたいのか、そういう心を持った人材をしっかりと育成することは、とても大切なことだと感じます。

○ 岡崎委員

計画の趣旨をどのようにするのかは、重点的な視点と連動することになり、それを受ける施策体系を作っていかななくてはいけないと思います。まずは趣旨の中で、神奈川県観光が何を目指すのかしっかり考えていくことが一番大切です。観光消費額だけでは、ドライではないかという意見はありましたが、観光消費額を増やすことは、それはそれで、地元の事業者の持続可能性という点では重要なので、数値として示していくことは必要です。

地元の事業者が事業を継続できるということは、受け入れる側の市民の方達や住民の方達の理解促進ということに繋がるので、観光客が落とすお金という観点は入れつつ、それが「何のために」必要かということをしっかり書いていくことが重要だと思います。

また、施策体系については、人材育成も受入環境整備も重複する要素があり、また、観光関連事業者の成長や持続可能性に繋がっていくことなのではないでしょうか。その点からも、施策体系については整理の必要性を感じました。

○ 岩本委員

人材育成について、日本観光振興協会では、現在、観光産業に従事する人材育成に加え、もう少し未来を見据えて小中学生にも伝わる「観光教育」の普及にここ2、3年力を入れて取り組んでいます。

現場の観光協会や観光事業者からは、地域の住民の方に観光のもつ力や観光産業を理解をしていただくには非常にいいものだという声があり、協会で副読本を作って希望する学校施設等に配布しております。そのような、未来に繋がるような人材育成の視点も盛り込めていくとよいかと思えます。

○ 渡辺委員

データを根拠とした施策展開とあるが、計画における数値目標にある4つの数字を取っていくと思うが、現状を考えると、例えば、旅行客の満足度、ツイッターで発信されたデータなど、さまざまなデータを収集・分析していただいて、施策に活かしていくべきだと考えます。

○ 古賀会長

骨子案の項目については、重点的視点を受けた施策体系のところ、発掘・磨き上げ人材育成等の整理が必要ではないかというご意見もありました。その他、人材育成に関する事など今回の審議会であった意見も含めて、今後改定素案を作成する段階で適宜反映していただければと思います。

それでは、今回事務局から提案のあった改定骨子案については、この内容でよいでしょうか。

(一同異議なし)

○ 古賀会長

それでは、骨子案については事務局提案の内容といたします。事務局においては改定素案を作成するに当たっては今回の審議内容を反映させていただき、改めて次回の審議会で審議を行いたいと思います。

以上で、本日の議題はすべて終了となりました。円滑な審議へのご協力誠にありがとうございました。

最後に、明日までに行う、県のホームページに掲載する「審議速報」についてです。本日の開催概要としまして、開催日時、開催形式、出席者氏名、審議の議題及び結果について掲載をいたします。議題及び結果については、本日の議題(1)～(3)について「事務局から説明を受け、質疑応答、意見交換を行った。」とだけ記載させていただきます。特段問題はないでしょうか。

(一同異議なし)

○ 古賀会長

それでは、ご説明した内容にて審議速報として決めます。

そろそろお時間も終了時刻が迫ってまいりましたので、以上をもちまして本日の観光審議会を終了いたします。

以 上